

第1号議案

豊後大野市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について

豊後大野市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の一部改正に伴い、関係条例の整備の必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(豊後大野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 豊後大野市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年豊後大野市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年豊後大野市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表自治委員の項、交通指導員の項、国際交流員(CIR)の項、外国語指導助手の項、スクールソーシャルワーカーの項、母子・父子自立支援員の項、手話通訳者の項及び家庭相談員の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。